

議案第19号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。	略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
町立みささ図書館協議会委員	日額 5,000円 （職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）		町立みささ図書館協議会委員	日額 5,000円 （職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）	
三朝町学校運営協議会委員					
略			略		
略			略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。